一般社団法人　日本組織移植学会認定医制度規則

第1章　総則

第１条

この制度は、医療倫理を理解し実践することで組織移植医療の健全な発展をめざし、組織提供者への敬愛の念を抱き礼意を尊ぶ移植医養成を視野に入れ、各組織で共有すべき知識・技量の向上普及により組織移植医療の水準を向上させることで、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第２条

一般社団法人日本組織移植学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本組織移植学会認定医（以下、認定医）を認定する。

第2章　認定医制度を運用する機関

第３条

一般社団法人日本組織移植学会は、認定医制度の運用に当たって日本組織移植学会認定委員会（以下、認定委員会）が業務を担当する。

第４条

認定委員会は、認定医制度の運用全般についての管理を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、認定医の認定審査と更新審査を行う。

第3章　認定医申請資格

第５条

認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格、要件をすべて具えていなければならない。なお、認定医資格は臨床系(内科系・外科系等)および基礎系(薬学・再生医学・病理学・免疫学・倫理学等)医師に対して認定される。

1）日本国の医師免許を有すること。

2）申請時において日本組織移植学会の会員であり、会費を完納していること。

3）組織移植医療に必要な経験と学識技術を修得し、組織提供推進の重要性を理解し、かつ医療倫理を遵守していること。臨床系の場合は、通算３年以上の組織移植医療の臨床修練を行っていること。基礎系の場合は3年以上の研究歴を持つこと。

①　認定医：臨床系の場合　細則に定める移植症例の臨床経験および業績を必要とする。

②　認定医：基礎系の場合　著者または共著者である移植に関する論文または学会抄録３編以上。

4）５年以内に日本組織移植学会総会・学術集会に１回以上の参加、かつ日本組織移植学会認定医セミナー（ベーシックセミナー）に １回以上の参加があること。

5）評議員による推薦。

第4章　認定医の認定

第６条

認定医の認定を申請する者は、細則に定める申請書類と認定審査料を認定委員会に提出しなければならない。

第 7 条

認定委員会は、毎年 1 回、認定医申請者に対して認定審査を行う。

第 8 条

認定委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第 9 条

理事長は、認定委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の合格者を認定医として登録し認定医認定証を交付する。

第 10 条

認定医認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。

第 11 条

認定医認定証の有効期間は、交付の日より 5 年とする。

第5章　認定医の更新

第 12 条

認定医は、認定医取得後 5 年毎にこれを更新しなければならない。認定医の更新を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて具えていなければならない。

1) 日本国の医師免許を有すること。

2) 申請時において日本組織移植学会の会員であり、会費を完納していること。認定医更新資　格は臨床医（内科系・外科系等）および基礎系医師（薬学・再生医学・病理学・免疫学・倫理学等）として必要な経験と学識技術を所持し、かつ医療倫理を遵守していること。

3) 5 年間に日本組織移植学会総会・学術集会に1回以上の参加かつ日本組織移植学会認定医セミナーに1 回以上（アドバンスドセミナーのみでも可）の参加があること。

第 13 条

認定医の更新を申請する者は、細則に定める更新申請書類と更新審査料を認定委員会に提出しなければならない。

第 14 条

認定委員会は、毎年 1 回、認定医更新申請者に対して更新審査を行う。

第 15 条

認定委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第 16 条

理事長は、認定委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、更新審査の合格者の登録を更新し認定医認定証を交付する。第 17 条

認定医認定証の交付を受ける者は、別に定める更新登録料を納付しなければならない。

第 18 条

海外留学、病気その他認定委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保し、その期間は次回更新期間から差し引かれる。なお、留保期間中は認定医資格を有するものとする。更新留保は、更新期日までに文書で認定委員会に申請しなければならない。

第6章　認定医資格の喪失と回復

第 19 条

認定医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

1）認定医の資格を辞退したとき

2）日本組織移植学会会員資格を喪失したとき

3）認定医の更新をしなかったとき

資格喪失の手続きとして、当該者の弁明の機会を経てから喪失を決定する。資格喪失の決定に際して、当該者は合同委員会に不服の申し立てができる。

第 20 条

認定医の更新審査にて不合格となった者は、その認定医資格を 2 年間保留とする。その間に、所定の手続により更新審査に合格しない者は、認定委員会および理事会の議決により認定を喪失する。

第 21 条

認定医としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、認定委員会および理事会の議決によって認定を取消すことができる。

第 22 条

１．やむを得ない事情により取り消された認定医の資格は合同委員会の議を経て、復活を認める事ができる。ただし、連続して 5 年以上組織移植医としての実務を離れた場合は再申請による復活はできないものとする。

２．前第 21 条によって認定医の資格を取り消された者は原則として５年間、再申請する事を認めない。

第7章　附則

第 23 条

この規則は、2015 年 7 月 2 日から施行する。

この規則は、2018 年 8 月 24 日から施行する。

この規則は、2021 年 8 月 20 日から施行する。

この規則は、2022 年 8 月 5 日から施行する。

この規則は、2024 年 8 月 17 日から施行する。

第 24 条

この規則は、認定委員会および理事会の議決を経なければ変更、もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。